

NAGOYAビジョンレガシー創出活動助成実施要領

1 趣旨

この要領は、NAGOYAビジョンレガシー創出活動助成要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、その実施に関して必要な事項を定める。

2 助成の対象団体の要件

要綱第3条の具体的な要件は、次のとおりとする。

- (1) 本市内で在勤、在住、在学している者が構成員として含まれていること。
- (2) 規約や定款、会則などがあり、団体の名称、代表者、所在地、活動目的が明確であること。
- (3) 会計経理の責任者が明確であり、その会計経理が適正に行われていること。

3 助成対象事業の要件

- (1) 要綱第4条第1項の具体的な要件は、次のとおりとする。

ア 広く一般市民の参加が予定されている事業、広く市民に普及が見込まれる事業であること。

イ 過去に実施したことがある事業の場合、NAGOYAビジョンのレガシー創出に資する新たな取組がある事業であること。

ウ 助成終了後も可能な限り事業の継続が期待される事業であること。

- (2) 要綱第4条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

ア 政治的活動を伴う事業

イ 宗教的活動を伴う事業

ウ 営利を目的とした活動を行う事業

4 助成審査委員会

- (1) 要綱第8条第1項の助成審査委員会は、次の職にある者でもって構成する。

委員長	総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部 部長
委員	総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部 担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）
〃	スポーツ市民局スポーツ振興課 課長
〃	総務局企画部 担当課長（シティプロモーション推進）
〃	観光文化交流局国際交流課 課長
〃	健康福祉局障害企画課 課長

〃	経済局次世代産業振興課 課長
〃	環境局脱炭素社会推進課 課長

- (2) 委員の任期は、選任された日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 助成審査委員会は、書面表決の方法によることを妨げない。
- (4) 審査会は、予算の範囲内で要綱第 8 条 2 項の事項について審査する。
- (5) 助成審査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- (6) 助成審査委員会に係る事務局を、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課に置く。

附 則

この要領は令和 7 年 10 月 31 日から施行する。